

令和 7 年 1 月 10 日

多摩稲城防犯協会
多摩地区 三役・理事・支部長 様

多摩稲城防犯協会
会長 奈良部 義彦

令和 6 年度街頭防犯カメラアンケートについて

初春の候 平素から三役・理事・支部長の皆様には地域安全活動各般にわたり深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今は、「闇バイト」を実行役とした「匿名・流動型犯罪グループ」(トクリュウ)による強盗事件が都内で相次いでいることから、地域の防犯力を高めるために街頭防犯カメラの設置が叫ばれているところです。犯罪者は、強盗の下見で街頭防犯カメラの有無を確認するなど、犯罪抑止上今後ますます重要なツールとなります。

多摩市では、市が直接カメラを設置するという計画は無く、必要があれば地域住民が自治会・町会単位で自ら設置してください、というスタンスです。

補助金制度については、稲城市ではすでに令和元年から導入され、補助金を使用して地域住民が街頭防犯カメラを続々と設置してはいますが、多摩市には補助金制度がありませんので、設置費用は地域住民が全額負担をしなければなりません。

そのため、地域住民が費用の面で街頭防犯カメラを設置することができず、多摩稲城防犯協会では令和 6 年 7 月に多摩市に対して、補助金制度創設の要望書を提出しております。

現在、多摩市では補助金制度を創設するかについて、本当に地域住民の需要があるかどうか見極めているところです。

つきましては、補助金制度が出来たら、各支部の地区内にある自治会・町会・管理組合で街頭防犯カメラを設置したい要望があるのかどうか、各支部を通じて調査をお願いし、別紙のアンケートで回答をお願い申し上げます。[補助金制度が創設されるかされないか、判断材料となるアンケートで、今後の多摩市内の街頭防犯カメラ体制を左右するアンケートです]

* 補助金制度の概要は、次ページです。

※誠に申し訳ございませんが、3月7日(金)までにメール・FAX・郵送にてご返信のほどお願いいたします。

※補助金制度とは

東京都の「地域における見守り支援事業制度」で、東京都とそれぞれの市が折半して補助金を出します。

予算化してこの補助金制度に参加している市では、設置費用の6分の5が補助金で出ます。

さらに、令和6年から3年間限定で、補助金額が12分の11に増額されています。

(例)

令和6年から令和8年までは補助金額が増額しているので、自治会・町会は、1台約50万円のカメラであれば、約4万円の負担で設置できます。

南多摩5市（多摩市、稲城市、日野市、町田市、八王子市）で補助金制度の無い自治体は多摩市だけです。

(例)

補助金制度のある稲城市内では令和6年度29台のカメラが増設予定です。多摩市内は増設0台です。

<参考>

都内では約3万4,000台設置（令和6年3月末現在）
その9割にあたる約3万台が区部に集中しているとのこと。

※問い合わせ先

多摩稲城防犯協会事務局 金井信司郎

〒206-0034

多摩市鶴牧1-26-1 多摩中央警察署内

TEL/FAX 042-337-0019



Email: tamainagibouhan@nifty.com

HP: <https://tamainagibouhan.org/>

(月・水・金 9:00~16:00)